

骨髄移植ドナー助成制度について 山形県全市町村に窓口があります

事業主様・職場の皆様・ドナー候補の皆様へ

ドナーに対しての助成制度が 受けられます

山形県では、平成29年度より全市町村でドナーの皆さんに対し、ドナー助成金を交付するドナー助成制度が施行されました。

日本骨髄バンク※にドナー登録をしている方で、骨髄・末梢血細胞の提供を完了した方に対して、提供に要した日数に応じ、1日2万円を助成(上限7日間)するものです。

骨髄提供者の入院日数(1993年1月～2017年3月末までの集計データ)



「ドナーのためのハンドブック」改訂資料(2017年版)より

※ 日本骨髄バンクとは、善意による骨髄提供(非血縁者間)の患者さんとドナーさんの橋渡し役を務める公益財団法人です。

ドナー助成制度 助成申請の流れ

- 骨髄などを提供した証明書を、日本骨髄バンクからもらいます。
- お住いの市町村に証明書などの必要書類をそろえて申請します。
- 市町村による審査後助成金が支払われます。



※ 申請方法や必要書類につきましては、お住いの市町村にお問い合わせください。

市町村名	問い合わせ窓口	電話番号
山形市	山形市保健所保健総務課	023-616-7262
寒河江市	健康福祉課	0237-86-2111
上山市	健康推進課	023-672-1111
村山市	保健課	0237-55-2111
天童市	健康課	023-652-0884
東根市	子育て健康課	0237-43-1155
尾花沢市	健康増進課	0237-22-1111
山辺町	保健福祉センター	023-667-1177
中山町	健康福祉課	023-662-2836
河北町	健康福祉課	0237-73-5158
西川町	健康福祉課	0237-74-5057
朝日町	健康福祉課	0237-67-2156
大江町	健康福祉課	0237-62-2114
大石田町	保健福祉課	0237-35-2111
新庄市	健康課	0233-22-2111
金山町	健康福祉課	0233-52-2111
最上町	健康福祉課	0233-43-3117
舟形町	健康福祉課	0233-32-0810
真室川町	福祉課	0233-62-3436
大蔵村	健康福祉課	0233-75-2104
鮭川村	健康福祉課	0233-55-2111
戸沢村	健康福祉課	0233-72-2364
米沢市	健康課	0238-24-8181
長井市	健康課	0238-84-6822
南陽市	すこやか子育て課	0238-40-1693
高島町	健康長寿課	0238-52-1307
川西町	健康福祉課	0238-42-6640
小国町	健康福祉課	0238-61-1000
白鷹町	健康福祉課	0238-86-0210
飯豊町	健康福祉課	0238-86-2338
鶴岡市	健康課	0235-25-2111
酒田市	健康課	0234-24-5733
三川町	健康福祉課	0235-35-7032
庄内町	保健福祉課	0234-42-0147
遊佐町	健康福祉課	0234-72-4111

骨髄バンクに関するご相談は以下のボランティア団体でも行っています

骨髄バンクを支援するやまがたの会 023-632-7016

※ 献血併行型ドナー登録会会場での受付委託や患者相談にも応じています。

ぜひ、ご協力をお願いいたします。

お問合せ先 山形県健康福祉部地域医療対策課
電話 023-630-2110

骨髄バンクへのご協力と ドナー助成制度について のご案内

山形県では、骨髄や末梢血幹細胞(以下「骨髄等」という。)の移植を待っている多くの患者さんを救うため、骨髄等のドナー登録を推進しています。

また、骨髄等を提供しやすい環境づくりのため、県内全ての市町村において、骨髄等を提供された方に対する助成制度が導入され、全県を挙げて支援しています。

骨髄バンクにご協力をお願いします

日本では毎年新たに1万人が白血病などの血液疾患を発症しています。そのうち骨髄バンクを介して骨髄移植や末梢血幹細胞移植を必要とする患者さんは毎年2,000人以上です。

骨髄移植・末梢血幹細胞移植が成功するためには、患者さんとドナー（骨髄提供者）のHLA（白血球の型）が一致しなければならず、HLAの型の一致する確率は数百から数万人に一人と非常に低い確立です。

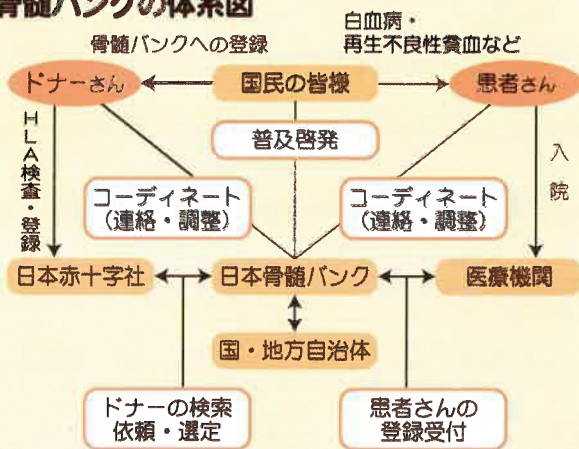
一人でも多くの患者さんを救うため、骨髄バンクへのドナー登録および事業主様のご理解とご協力をお願いいたします。

山形県内の事業主様へのお願い

山形県では全市町村でドナー様に対しての助成制度が実施されています。従業員様がドナーになられた場合、事業主様もご理解の上、ぜひご協力をお願いいたします。

ドナーが提供までに要する検査や面談・入院等の日数を、ドナー自身の有給休暇を使用するのではなく、勤務先がその休日や特別休暇として認める「骨髄ドナー特別休暇制度」を導入されている企業もあります。この制度によってドナーの心理的にも負担を軽減することに役立ちます。事業主様もご理解の上、特別休暇制度の導入をご検討いただけますと幸いです。

骨髄バンクの体系図



ドナー登録から骨髄・末梢血幹細胞提供までの流れ

骨髄移植とは

骨髄移植や末梢血幹細胞移植は、白血病や再生不良性貧血などの病気で、正常な血液が作られなくなった患者さんに、健康な方の造血幹細胞を輸注することにより、造血機能を回復させる治療法です。



ドナー登録できる方

- ① 骨髄・末梢血幹細胞の提供内容を十分に理解している方
- ② 年齢が18歳以上、54歳以下で健康な方
- ③ 体重が男性45kg以上、女性40kg以上の方

ドナー登録方法

献血併行型ドナー登録会や、献血ルームで登録できます。登録窓口を用意してある登録申込書に記入して、HLAの型を調べるため約2mlの採血を行います。

登録申込書は骨髄バンクホームページからダウンロードすることもできます。

※ 詳しくはドナー登録のしおり「チャンス」をご覧ください。



日本骨髄バンク

電話 03-5280-1789 (資料請求・問い合わせ専用)
http://www.jmdp.or.jp/

候補のお知らせ

患者さんとHLA（白血球の型）が一致すると、ドナー候補のお知らせが届きます。

+ 通院1回目 確認検査

コーディネーターからの詳しい説明とともに、仕事の状況や都合、提供意思などを確認。その後問診・採血があります。

+ 通院2回目 最終同意

複数のドナー候補からもっとも適した方が、最終候補に選ばれます。このあと患者さんは移植への準備を進めるため、最終同意以後は同意の撤回はできません。

+ 通院3回目 採取前検診

採取の約1カ月前に詳しい健康診断を実施。結果によっては再検査が必要になったり採取が中止になることがあります。採取前4週間は感染予防のため海外渡航はできません。出張予定にはご注意ください。

採取の方法は「骨髄採取」と「末梢血幹細胞採取」の2種類があります。

骨髄採取の場合

+ 通院 4~5回目 **自己血採血**
採取量に応じ、事前に自分の血液を採取・保存。採取時に返血します。

+ 4日間程度の入院
入院
採取
退院

全身麻酔をかけ、骨盤の骨に針を刺して、骨髄液を吸引します。退院後、1週間程度は痛みが残るため、過度な運動や重労働は避けて。

末梢血幹細胞採取の場合

+ 7日間程度の入院

入院
G-CSF投与
採取
退院

G-CSFという白血球を増やす薬を数日間注射し、造血幹細胞が骨髄から血液中に十分あふれ出てきたところで採取します。成分献血のときと同様、両腕の血管に針を刺し、遠心分離機で造血幹細胞だけを取り出し、残りの血液は片方の血管に戻します。

+ 通院
採取後検診

骨髄移植ドナー助成事業（現行制度）について

背景

- ・白血病や再生不良性貧血などの治療が困難な血液疾患の有効な治療法として骨髄移植があるが、移植には数万通りある白血球の型（HLA型）が一致しなければならず、ひとりでも多くの骨髄提供者（ドナー）の確保が必要。
- ・数百から数万分の1の確率でHLA型が一致したドナーが見つかった場合でも、仕事が忙しく検査・入院のための休みが取れないことや家族の理解が得られないことなど、ドナー側の健康以外の理由により、骨髄提供に至らなかったケースが約4割を占めている。

県と市町村が連携して、ドナーに対する助成制度を設け、
ドナーの提供意思を後押しする

《助成制度のしくみ》

ドナー休暇制度のない「骨髄提供者（ドナー）」に、1日あたり2万円（7日間を上限）を助成した県内の市町村に対して、県がその助成額の1/2（1万円）を助成する。

《実施主体》

骨髄移植ドナー助成制度を設け、助成費を支弁した市町村

《市町村における想定事業費》

20千円 × 7日間（上限） × 各市町村における想定対象者数

事業スキーム

